令和7年度 第1回 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会

令和7年10月23日(木)15:30 市役所12階1204会議室

- 1 教育指導課長あいさつ
- 2 協議会の位置付け及び運営要領並びに協議会傍聴要領について

(資料1-1、1-2、1-3)

- 3 自己紹介(資料1-4)
- 4 報告事項
 - (1) 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会の経緯について (資料2-1)
 - (2) 令和7年度 部活動の地域移行に向けた実証事業 (モデル事業) 日程について (資料2-2)
- 5 協議事項
 - (1) 令和8年度内の中学校体育施設利用について(資料3-1)
 - (2) 今後の見通しについて(資料3-2)
 - (3) 令和9年以降の課題について(資料3-1)
- 6 その他

第2回協議会について 2月下旬~3月上旬を予定(事務局から連絡)

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程

平成27年6月22日教委訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、又はそれらの者を交えて開催する会議(以下「会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称等)

- 第2条 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は、別表のとおりとする。
- 2 会議の名称は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附 属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。
- 3 開催の目的は、調停、審査、審議又は調査のためのものと誤認されることのないよう配 慮しなければならない。
- 4 構成員数は、その開催の目的等に応じ、必要最小限の数とする。 (身分)
- 第3条 会議の構成員(本市の職員を除く。)は、本市の職員の身分を有しない。 (謝礼等)
- **第4条** 会議の出席者(以下「出席者」という。)に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。
- 2 前項の謝礼の額は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和24年鈴鹿市条例第58号)第2条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。

(会議)

- 第5条 会議への出席は、教育委員会が依頼する。
- 2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選された者が行うものとする。
- 3 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目 的として、進行しなければならない。
- 4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。 (その他)
- 第6条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

- **附 則** (平成 28 年 3 月 22 日教委訓令第 3 号)
 - この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(令和2年2月7日教委訓令第1号)
 - この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

会議等の名称	開催の目的	構成員数	所管課
	金生水沼沢植物群落の保護増殖及び活用 の推進を図るための意見聴取を行う。		文化スポー ツ部文化財 課
	鈴鹿市文化財保存活用地域計画の作成及 び計画の運用等に係る意見聴取を行う。	12 人以内	文化スポー ツ部文化財 課
	国史跡伊勢国府跡の調査実施のための意 見聴取を行う。		文化スポー ツ部文化財 課
	学校、幼稚園及び教育委員会に寄せられる不当な要求等の対応について、専門的な見地から問題を解決するための意見聴 取を行う。		教育委員会 事務局教育 支援課
鈴鹿市立中学校における 部活動の地域移行に関す る協議会	中学校における部活動の円滑な地域移行 を推進するための意見聴取を行う。	12 人以内	教育委員会 事務局教育 指導課

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程(平成27年教委訓令第7号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会(以下「協議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取する事項)

- 第2条 協議会において意見聴取する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
 - (2) 地域クラブ活動の適正な運営方法等に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要と認められる事項。

(開催期間)

第3条 会議の開催期間は、部活動の地域移行の計画期間が終了するまでの日とする。 (協議会の構成員)

- 第4条 構成員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) NPO法人鈴鹿市スポーツ協会の代表者
 - (3) 鈴鹿市中学校長会の代表者
 - (4) 鈴鹿市中学校体育連盟の代表者
 - (5) 三重県吹奏楽連盟中学校の部における鈴鹿市の代表者
 - (6) 教職員の代表者
 - (7) 鈴鹿市PTA連合会の代表者
 - (8) 地域産業団体の代表者
 - (9) 地域スポーツ・文化芸術団体の代表者
 - (10) 上記に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (協議会)
- 第5条 協議会は教育委員会が招集し、会議を進行する。

(協議会の公開)

第6条 協議会は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める ときは、この限りでない。

(会議録の公開)

第7条 教育委員会は、協議会の終了後、遅滞なく会議結果の要点録を作成し、これを公表 するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とされた協議会の内容につ いては、この限りではない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育指導課において処理する。 (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会傍聴要領

1 傍聴の手続

協議会を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、協議会開始予定時刻の30分前から10分前までに、受付で傍聴券の交付を受け、職員の指示に従って会場に入室します。

2 傍聴の定員

傍聴席は、5 席とします。ただし、定員を超えて傍聴希望者がいる場合は、抽選により 傍聴者を決定します。

- 3 傍聴席に入ることができない者 次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。
- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴者は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) みだりに傍聴席を離れないでください。
- (3) 途中入場は認めません。
- (4) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法による公然とした可否の表明はできません。
- (5) 飲食又は喫煙はできません。
- (6) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に教育委員会の許可を得 た場合はこの限りではありません。
- (7) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできません。ただし、特に教育委員会の許可を 得た場合はこの限りではありません。
- (8) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為はできません。
- (9) 前各号に定めるもののほか、すべて職員の指示に従うものとします。
- 5 傍聴者の退室

傍聴者は、教育委員会が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、教育委員会から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

6 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、教育委員会が協議会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

附則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会 委員名簿

区分	名前	所属・職名		
学識経験者	加納 岳拓	三重大学教育学部 准教授		
鈴鹿市スポーツ協会の 代表者	北畑 達也	NPO法人 鈴鹿市スポーツ協会代表理事		
鈴鹿市中学校校長会の 代表者	辻井 康博	鈴鹿市立平田野中学校長		
鈴鹿市中学校体育連盟の 代表者	市川 善浩	鈴鹿市立神戸中学校長		
三重県吹奏楽連盟中学校の 部における鈴鹿市の代表者	鈴木 瑞希	鈴鹿市立鈴峰中学校教諭		
教職員の代表者	中島 美波	鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校教諭		
鈴鹿市PTA連合会の 代表者	村田多恵子	鈴鹿市 P T A連合会会長		
地域産業団体の代表者	菱川 弘二	本田技研工業株式会社		
地域スポーツ・ 文化芸術団体の代表者	倉田 利寛	鈴鹿市スポーツ推進委員 協議会会長		

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会の経緯

		協議事項	報告事項
令和5年度	第 1 回	1. 本市における学校部活動の地域 移行の推進 ア 鈴鹿市の学校部活動の現状 イ 学校部活動を地域移行してい く上での課題 2. モデル事業	・意見聴取等のための会議規程 ・協議会運営要領 ・協議会傍聴要領 ・協議会委員名簿 ・地域移行に係る国及び県の動向
	第 2 回	 地域移行のモデル事業 ア 今後のソフトテニスにおける 地域移行モデル事業 イ 令和6年度の地域移行モデル 事業 地域移行に係る教職員向け周知 方法及びロードマップについて 	・ソフトテニスモデル事業実施案内、概要・ソフトテニスモデル事業に関するアンケート調査内容・柔道における地域連携(合同部活動)
	第 3 回	1. 令和6年度モデル事業 2. 令和6年度モデル事業に係る 課題	・ソフトテニスモデル事業に関する アンケート調査結果 (選択式、記述式)
令和6年度	第 1 回	 令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方 令和8年度以降部活動・休日のこどもの居場所 	・協議会の経緯 ・令和6年度モデル事業日程 ・教員アンケート調査結果
	第 2 回	 令和8年10月以降の「休日の活動」についての考察(部活動地域移行に関するアンケート調査の結果から) ア 児童生徒アンケート結果イ 教職員アンケート結果 	・保護者対象周知 ・市民対象周知 ・令和6年度モデル事業実施報告 ・令和7年度モデル事業

※協議内容の詳細につきましては、鈴鹿市ホームページ内、鈴鹿市立中学校における 部活動の地域移行に関する協議会、会議録を御覧ください。

令和7年度モデル事業クラブ運営団体及び実施日程・会場

No.	種目	団体名	実施会場					
			/ (土)	12/6(土)	1/10(土)	2/7(土)	団体構成員数	応募生徒数
1	サッカー	鈴鹿市中学校 合同サッカークラブ	大木中学校 千代崎中学校 天栄中学校 鈴峰中学校 創徳中学校	大木中学校 千代崎中学校 天栄中学校 鈴峰中学校 創徳中学校	大木中学校 千代崎中学校 天栄中学校 鈴峰中学校 創徳中学校	大木中学校 千代崎中学校 天栄中学校 鈴峰中学校 創徳中学校	16	82
2	ソフトテニス	鈴鹿市ソフトテニス連 盟	市立テニスコート	(株)ヨシザワ 鈴鹿工業高等専 門学校	市立テニスコート	市立テニスコート	24	69
3	ソフトボール	鈴鹿市ソフトボール協 会	深谷公園	深谷公園	深谷公園	深谷公園	9	35
4	軟式野球	鈴亀地区中学校 軟式野球協会	平田野中学校 白鳥中学校 神戸中学校 鼓ヶ浦中学校	平田野中学校 白鳥中学校 神戸中学校 鼓ヶ浦中学校	平田野中学校 白鳥中学校 神戸中学校 鼓ヶ浦中学校	平田野中学校 白鳥中学校 神戸中学校 鼓ヶ浦中学校	9	125
5	バスケットボール	鈴鹿市 バスケットボール協会	神戸中学校 大木中学校	神戸中学校 大木中学校	神戸中学校 大木中学校	神戸中学校 大木中学校	3	46
6	バドミントン	明生バドミントンJr	平田野中学校	平田野中学校	平田野中学校	平田野中学校	3	13
7	ハンドボール	NPO法人 三重花菖蒲 スポーツクラブ	白子中学校	白子中学校	白子中学校	白子中学校	13	35
8	陸上競技	鈴鹿市陸上競技協会	AGF陸上競技場	AGF陸上競技場	AGF陸上競技場	AGF陸上競技場	12	135
9	合唱	Suzuka西部 少年少女合唱団	神戸中学校	神戸中学校	神戸中学校	神戸中学校	6	8
10	吹奏楽	鈴鹿市吹奏楽研究会	白鳥中学校 大木中学校 白子中学校 鈴峰中学校	白子中学校 河芸公民館	白鳥中学校 千代崎中学校 白子中学校	白鳥中学校 千代崎中学校 白子中学校	10	136

令和8年度内の中学校体育施設利用について

部活動地域移行準備室

1 中学校体育施設を利用した取組概要

(1) 中学校施設を開放した取組

令和8年10月以降、週休日及び祝日は、学校部活動を実施せず、休日の活動に移行することを踏まえ、地域移行後の中学生の受け皿となるよう、既存のスポーツ・文化芸術団体等の活動等に中学校体育施設利用を認め、様々な活動団体によるスポーツ・文化芸術活動等を展開する。

(2)活動団体

参加する団体等は、中学生に活動を提供できる非営利団体(中学生を中心とした多世代に活動を提供する団体も可とする。)とし、令和7年度モデル事業参加団体、NPO法人、大学等の教育機関及び民間企業等の団体を想定している。

また、卒業生、保護者、地域住民及び指導を希望する教員等が複数名で協力し、活動団体を設立することも可とする。

(3) 生徒の参加場所

これまで、生徒が在籍する中学校の部活動に参加することを基本としていたが、中学校体育施設を利用する本事業においては、中学校区の枠を超えて、市内全域から参加することができる。

(4) 参加費用

各団体の活動が持続可能なものにするため、参加者が活動費を負担する。

2 今後の見通し

別添資料参照

3 令和9年以降の検討事項

- (1) 令和9年4月以降の休日(19時まで)の施設利用及び申請について
 - ア. 教育委員会による運用

課題:電気代・備品破損等、開放事業との調整、予算計上

イ. 開放事業による運用

課題:中学生以外の団体の使用、文化活動の参入

- (2)地域クラブ認定の取扱いについて12月以降に国から基準が出される見通し
- (3) 校舎の利用について

課題:吹奏楽、合唱の活動場所

2. 今後の見通し



:教育委員会事務局が行うこと : 団体が行うこと : 文化振興部が行うこと : 生徒・保護者が行うこと